

## 岩倉市高齢者見守り家族支援サービス事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者を介護する者（以下「介護者」という。）が安心して介護ができる環境を整備するため、位置情報専用端末機（以下「端末機」という。）を利用した岩倉市高齢者見守り家族支援サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、岩倉市とする。

2 市長は、事業の一部を、適切に実施することができると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者で次に掲げるものとする。

(1) 岩倉市において介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者の介護者

(2) 行方不明になる可能性があるとして市長が認めた高齢者の介護者

### (利用の申請等)

第4条 対象者は、この事業を利用しようとするときは、岩倉市高齢者見守り家族支援サービス利用申請書（様式第1）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、岩倉市高齢者見守り家族支援サービス利用（決定・却下）通知書（様式第2）により通知するものとする。

### (費用負担)

第5条 前条第2項の規定により利用の決定（以下「利用決定」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、この事業を利用するときは、月額利用料を負担するものとし、利用者が直接事業者を支払うものとする。

2 市は、利用者が事業を利用するに当たり必要となる端末機の初期登録料を負担するものとする。

3 利用者は、端末機を損傷し、又は滅失したときは、当該端末機の

修理又は新たな端末機の購入に係る費用を負担するものとする。

(利用決定の取消し)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すものとする。

(1) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。

(2) 介護する行方不明になる可能性のある高齢者が、介護保険施設等に入所したとき又は2か月以上入院したとき。

(3) 利用者から、岩倉市高齢者見守り家族支援サービス利用辞退申出書(様式第3)の提出があったとき。

(4) 虚偽の申請によって、事業の利用をしたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業を利用する必要がないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項により利用決定の取消しをするときは、岩倉市高齢者見守り家族支援サービス取消通知書(様式第4)により、利用者に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



様式第2（第4条関係）

岩倉市高齢者見守り家族支援サービス利用（決定・却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請のありました岩倉市高齢者見守り家族支援サービスの利用については、次のとおり決定・却下したので通知します。

氏 名		介護保険 被保険者 番号																	
-----	--	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認する	
2 承認しない	理由

様式第3（第6条関係）

岩倉市高齢者見守り家族支援サービス利用辞退申出書

令和 年 月 日

岩倉市長 殿

届出者 住所  
氏名

岩倉市高齢者見守り家族支援サービスの利用を下記のとおり辞退したいので届け出ます。

記

利用者	住所	岩倉市
	氏名	
対象者	住所	岩倉市
	氏名	
理由		

様式第4（第6条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市高齢者見守り家族支援サービス取消通知書

ご利用いただいております「岩倉市高齢者見守り家族支援サービス」  
について、下記理由により利用の決定を取り消します。

記

理 由